

新型コロナウイルス感染拡大防止施設 利用ガイドライン

- ・富谷市総合運動公園
- ・西成田コミュニティセンター
- ・大黒澤苑
- ・民俗ギャラリー

令和5年3月13日付改訂版

富谷市教育委員会生涯学習課

新型コロナウイルス感染拡大防止施設利用ガイドライン

(新しい生活様式に基づく利用ガイドライン 3月13日～適用)

国の基本的対策方針等の見直し（3月13日）に伴う宮城県の要請内容等が変更されました。

施設ご利用の際は、ガイドラインを遵守し、引き続き感染予防対策に努めていただきますようお願い致します。

【全施設共通事項】

- 利用可能人数の制限は、解除しています。
- マスクの着用については、個人の判断といたします。ご自身の状況に合わせて、着脱をしていただき、有意義に施設をご利用ください。着用の有無において、差別や偏見、強要が起こることのないようご配慮ください。ただし、以下の場合は着用を求める場合がございます。
 - ・重症化リスクの高い人が利用する際、施設内の環境及び感染状況等を踏まえ判断した場合
 - ・感染対策上又は事業上の必要がある場合にマスクの着用を求める場合。※窓口での貸し出し、販売は行っていません。
- 他の利用者、施設管理者スタッフ等との適切な距離（人と人が触れ合わない程度）を確保すること。（誘導等や介助を行う場合を除く）
- マスク着用の場合は、強い負荷の運動は避け、こまめな水分補給を行ってください。
- 当日の利用者の情報を、利用者名簿にご記入し提出をお願いいたします。
なお、団体等の場合は、代表者が参加者全員の情報を把握し、一ヶ月程度の保管をお願いいたします。
- こまめな手洗い、手指の消毒をお願いいたします。
- リストに沿って体調のセルフチェックを行っていただき、該当する項目がある場合は、利用を控えていただく場合がございます。
 - ・体調がよくない場合（発熱・咳・咽頭痛などの症状がある場合）
 - ・同居家族や身近な知人に感染が疑われる方がいる場合
 - ・過去5日間に新型コロナウイルス感染症陽性とされた者との濃厚接触の有無
- 機械による換気や窓を開けるなど、換気の良い状態での利用をお願いいたします。
利用状況および天候等に応じて、適宜換気を行いますのでご了承ください。貸切利用の際は、利用代表者の判断で適宜換気を行っていただくようお願いいたします。
- 運動・スポーツをしていない間も含め、利用者同士の十分な距離を保っていただくようお願いいたします。
- エントランスホール、廊下等での長時間の会話、飲食等も極力お控えください。
- その他、教育機関（小中学校等）からの指示、感染防止のため施設が定めた措置を厳守していただくようお願いいたします。
- 予約利用の場合であっても、宮城県内に緊急事態宣言やまん延防止等重点措置の適用が発令された場合、またはワクチン接種会場として使用する場合など、利用予約をキャンセルさせていただきます場合がございますことをご了承ください。

富谷市総合運動公園

【スポーツセンター・武道館アリーナ、更衣室(シャワー)】

- 観客席は、「人と人が触れ合わない距離」を確保するなど、適切な感染予防措置がとれる配置でご利用ください。
- 観覧席で飲食をする際は、十分な距離を保ち、対面にならない配置にし、会話を控えるなど、感染リスクを避けてご利用ください。
ロビー等共有スペースでの飲食は、引き続きご遠慮願います。(水分補給は除く)
- 更衣室、シャワーの使用にあたっては、密を避け、短時間でのご利用をお願いいたします。

【スポーツセンター・武道館会議室】

- 会議室内で飲食をする際は、換気を行うとともに、十分な距離を保ち、対面にならない配置にし、会話を控えるなど感染リスクを避けてご利用ください。

【トレーニング室】

- 登録会員のみ利用可能。
使用にあたっては、下記のとおり協力をお願いいたします。
 - ・ 概ね90分以内の利用としますが、極力短時間での利用にご協力願います。
 - ・ 随時換気を実施しております。
 - ・ 機器ごとに設置している消毒液で使用後の消毒協力をお願いしております。
- 適宜水分補給や休息をとりながらご利用ください。

【エントランスホール・幼児運動室】

- エントランスホール、廊下等での長時間の会話、飲食等のご遠慮願います。

【テニスコート】

- 観客席は、「人と人が触れ合わない距離」を確保するなど、適切な感染予防措置がとれる配置でご利用ください。
- 観覧席で飲食をする際は、十分な距離を保ち、対面にならない配置にし、会話を控えるなど、感染リスクを避けてご利用ください。

【スポーツ交流館】

- 会議室内で飲食をする際は、換気を行うとともに、十分な距離を保ち、対面にならない配置にし、会話を控えるなど感染リスクを避けてご利用ください。
- ロビー等共有スペースでの休憩、飲食等は引き続きご遠慮願います。(水分補給は除く)
- 更衣室、シャワーの使用にあたっては、密を避け、短時間でのご利用をお願いいたします。

【レクリエーション広場】

- 飲食をする際は、十分な距離を保ち、対面にならない配置にし、会話を控えるなど感染リスクを避けてご利用ください。

西成田コミュニティセンター

【施設内での飲食について】

- ホール、和室での飲食を可能といたします。
※ 飲食をする際は、換気を行うとともに、十分な距離を保ち、対面にならない配置にし、感染リスクを避けてご利用ください。

【ホール1・ホール2】

- 机をご使用になる際は、十分な距離を保ち、対面にならない配置でご使用ください。

【和室（もみじ・さくら）】

- 座卓をご使用になる際は、十分な距離を保ち、対面にならない配置でご使用ください。

【調理室】

- 宿泊を伴わない施設利用の際は、利用を可能といたします。
- ご利用の際は、密を避け、十分な距離を保ってご利用ください。

【大浴場・小浴場】

- 利用人数を制限し、浴場内での会話を控えるなど、感染リスクを避けてご利用ください。

【東屋】

- 飲食をする際は、十分な距離を保ち、対面にならない配置にし、会話を控えるなど感染リスクを避けてご利用ください。

【宿泊利用】

- 引き続き、利用休止とさせていただきます。

【カラオケ及び楽器の利用について】

- カラオケを使用する場合
 - ・マイクは使用者が変わる都度、アルコール等で消毒してください。
 - ・マイクを複数人で使い回して歌う事は避けてください。
 - ・リモコン、タブレット端末、カラオケ機器もこまめに消毒してください。
 - ・人と人との間隔は1メートル以上の距離を確保してください。
 - ・前後で人が重ならないように（正面に座らないように）実施してください。
- 歌唱や息を吹く楽器を使用する場合
 - ・人と人との間隔は1メートル以上の距離を確保してください。
 - ・前後で人が重ならないように活動してください（正面や向かい合わせに座らない）
 - ・3つの密（密集・密接・密閉）の回避を徹底してください。

大黒澤苑

【施設内での飲食について】

- 大和室、研修室での飲食を可能といたします。
※ 飲食をする際は、換気を行うとともに、十分な距離を保ち、対面にならない配置にし、会話を控えるなど感染リスクを避けてご利用ください。

【大和室】

- 座卓をご使用になる際は、十分な距離を保ち、対面にならない配置でご使用ください。

【研修室 1・2】

- ご利用の際は、十分な距離を保ち、対面にならない配置でご使用ください。

【給湯室】

- 利用の制限はありませんが、調理を目的とした利用はご遠慮ください。
- ご利用の際は、密を避け、十分な距離を保ってご利用ください。

【庭園】

- 通常通り 9:00～17:00までの間、散策いただけます。

【カラオケ及び楽器の利用について】

- カラオケを使用する場合
 - ・マイクは使用者が変わる都度、アルコール等で消毒してください。
 - ・マイクを複数人で使い回して歌う事は避けてください。
 - ・リモコン、タブレット端末、カラオケ機器もこまめに消毒してください。
 - ・人と人との間隔は1メートル以上の距離を確保してください。
 - ・前後で人が重ならないように（正面に座らないように）実施してください。
- 歌唱や息を吹く楽器を使用する場合
 - ・人と人との間隔は1メートル以上の距離を確保してください。
 - ・前後で人が重ならないように活動してください（正面や向かい合わせに座らない）
 - ・3つの密（密集・密接・密閉）の回避を徹底してください。

上記決定事項につきまして、感染症の発生状況等により変更が生じた場合には、随時お知らせいたします。

～新型コロナウイルス感染拡大防止施設利用ガイドライン改訂経過～

令和2年6月1日施行

令和2年6月19日一部改訂（ステップ2）・施行

令和2年7月10日一部改訂（ステップ3）・施行

令和2年7月30日一部改訂 ・ 8月1日施行

令和2年8月31日一部改訂 ・ 9月1日施行

令和2年9月17日一部改訂 ・ 9月19日施行

令和2年11月30日一部改訂・12月1日施行

令和3年3月22日一部改訂・3月23日施行

令和3年4月12日一部改正・施行

令和3年5月10日一部改訂・5月12日施行

令和3年6月10日一部改訂・6月14日施行

令和3年7月8日一部改訂・7月12日施行

令和3年8月12日一部改正・施行

令和3年8月18日一部改訂・8月20日施行

令和3年9月10日一部改訂・9月13日施行

令和3年9月29日一部改訂・10月1日施行

令和3年10月27日一部改訂・11月1日施行

令和3年11月25日一部改訂・施行

令和5年3月13日一部改訂・施行

《 参 考 》

市が主催するイベント・会議等に関する実施方針（令和5年3月13日以降）

令和5年3月10日改訂

富谷市新型コロナウイルス感染症対策本部

1 趣旨

この実施方針は、国の基本的対処方針や新型コロナウイルス感染症対策専門家会議の提言及び新型コロナウイルス感染症分科会の方針等を踏まえ、市民等の生命と安全を確保するため、市が主催するイベントや会議等を実施する場合の基本的な考え方を示すもの。

なお、この実施方針の内容については国の基本的対処方針や県主催イベント・会議等の考え方等の見直し内容を踏まえ、適宜見直しを図るもの。

2 市主催のイベントについて

(1) 基本的な考え方

- イベントの開催は、「新しい生活様式の定着」を前提とする。
- 感染防止対策と経済社会活動の両立のため、新たな日常の構築を図る。徹底した感染防止対策の下での安全なイベント開催を日常化していく。
- 5,000人超かつ50%超のイベントは感染防止安全計画を策定し、それ以外のイベントはチェックリストを公表する。
- すべてのイベントについて「三密」が発生しない席の配置や「人と人の距離の確保」、イベントの開催中や前後における選手、出演者や参加者等に係るイベント主催者等による行動管理等、基本的な感染防止策を講じる。

<イベント開催制限等について>

	感染防止安全計画（注1）策定	その他 （感染防止安全計画を策定しないイベント）
人数上限（注2）	収容定員まで	5,000人又は収容定員50%の いずれか大きい方
収容率（注2）	100%	100%

（注1）参加人数が5,000人超かつ収容率50%超のイベントを対象に、イベント開催時に必要な感染防止策を着実に実施するため、イベントごとにイベント主催者等が具体的な感染防止策を検討・記載し、各都道府県がその内容の確認及び必要な助言等を行うことにより、感染防止策の実効性を担保するもの

（注2）収容人数と人数上限でどちらか小さいほうを限度（両方の条件を満たす必要）

(2) イベント開催等における必要な感染防止策

1. イベント参加者の感染対策	
(1) 感染経路に応じた感染対策	
①飛沫感染対策	<input type="checkbox"/> イベント会場（客席、入退場口やトイレ等の共用部）におけるイベント参加者間の適切な距離の確保
②エアロゾル感染対策	<input type="checkbox"/> 機械換気による常時換気又は窓開け換気 ※ 必要な換気量（一人当たり換気量 30m ³ /時を目安）を確保するため、二酸化炭素濃度を概ね 1,000ppm 以下を目安（二酸化炭素濃度測定器の活用が効果的） ※ 機械換気が設置されていない場合の窓開け換気は、可能な範囲で2方向の窓開け ・イベント会場（客席、入退場口やトイレ等の共用部）におけるイベント参加者間の適切な距離の確保【①と同様】
③接触感染策	<input type="checkbox"/> イベント参加者によるこまめな手洗・手指消毒の徹底や、主催者側によるイベント会場（客席、入退場口やトイレ等の共用部）の消毒の実施 <input type="checkbox"/> イベント会場（客席、入退場口やトイレ等の共用部）におけるイベント参加者間の適切な距離の確保【①と同様】
(2) その他の感染対策	
④飲食時の感染対策	<input type="checkbox"/> 上記（1）感染経路に応じた感染対策と併せて、飲食時の感染対策の周知
⑤イベント前の感染対策	<input type="checkbox"/> 発熱等の症状がある者のイベント参加の自粛の呼びかけ
2. 出演者やスタッフの感染対策	
⑥出演者やスタッフの感染対策	<input type="checkbox"/> 出演者やスタッフによる、練習時・本番等における上記（1）感染経路に応じた感染対策に加え、健康管理や必要に応じた検査等の実施 <input type="checkbox"/> 舞台と客席との適切な距離の確保など、出演者やスタッフから参加者に感染させないための対策の実施

(3) 各場面における新型コロナ感染防止等のポイント

①基本的な感染防止対策の実施

○人と人の距離を確保

○3密を避ける

○手洗い等の手指衛生

○咳エチケット

○換気

②効果的な換気のポイント（必要な換気量の確保と空気の流れの配慮）

1. 必要な換気量の確保は感染対策の基本（必要な換気量の確保）

○機械換気による常時換気を。定期的な機械換気装置の確認やフィルタ清掃等も重要。

機械換気は強制的に換気を行うもので、2003年7月以降は住宅にも設置。通常のエアコンには換気機能がないことに留意。

○機械換気が設置されていない場合、窓開け換気を行う。

2方向を窓開けると換気効果が大きい。外気条件を考慮し室内環境に配慮して換気方法を選択。室内環境の目安は、温度18℃～28℃、相対湿度40%～70%が望ましい。

○必要な換気量（一人当たり換気量30m³/時を目安）を確保するため、二酸化炭素濃度を概ね1,000ppm以下に維持（※1）。必要換気量を満たしているかを確認する方法として、二酸化炭素濃度測定器（CO₂センサー）の活用が効果的。

（※1）二酸化炭素濃度1,000ppm以下については目安であり、適切な換気や気流となっていることが重要。

○必要な換気量を確保できない場合、換気扇、扇風機、サーキュレータのほか、HEPAフィルタ付きの空気清浄機（※2）の使用も考えられる。

（※2）高性能微粒子（HEPA）フィルタ付空気清浄機：空気中に浮遊する0.3μmの微粒子の99.97%以上を除去することが可能。空気清浄機は二酸化炭素濃度を下げることができないことに留意。

2. 感染を防ぐための空気の流れの作り方（空気の流れの配慮）

○十分な外気の取り入れ・排気とあわせ、空気の流れにより局所的に生じる空気のよどみを解消。エアロゾルの発生が多いエリアから排気して、反対側から外気を取り入れると、浮遊するエアロゾルを効果的に削減することが出来る。

○空気の流れを阻害しないパーティションの設置空気の流れを阻害する高いパーティションや天井からのカーテンなどは空気の流れに対して平行に配置し、空気の通り道を設ける。目を覆う程度の高さのパーティションは、横の人との距離を1m程度以上確保できる場合は、3方向を塞がないようにする。

3 市主催の会議について

- ① 実施する場合は、感染防止対策を徹底すること（2の（2）感染防止対策事項を参照）
- ② ウェブ会議等も積極的に活用すること

4 職員の出張等について

業務上出張せざるを得ない場合は、最小限の人数で、混雑や「3つの密」を回避するほか、こまめな手洗い、**出張先に応じた適切なマスクの使用**、身体的距離の確保等感染防止対策を徹底すること

5 参考資料

基本的対処方針に基づくイベントの開催制限、施設の使用制限等に係る留意事項等について（令和5年2月10日 内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室長）